

関係各位

大阪府北河内地域救急メディカルコントロール協議会
会長 鎌方 安行

北河内における『人生の最終段階にあり心肺蘇生等を望まない心肺停止傷病者への救急隊の標準的活動ガイドライン』のモデル地区での開始について(通知)

日頃から、北河内地域における救急医療の推進に御協力いただきありがとうございます。

昨年度から大阪府北河内地域救急メディカルコントロール協議会等で検討しておりました標記ガイドラインについて、モデル地区である枚方市・寝屋川市の関係機関の方々に御協力をいただき、下記の日程で運用を開始することとなりましたのでお知らせいたします。

関係者の皆様には引続きガイドラインについて御理解・御協力いただきますようお願いいたします。

記

1 開始日時

令和6年7月1日(月)午前9時

2 実施地区

枚方市・寝屋川市

3 添付資料

- (1) 人生の最終段階にあり心肺蘇生等を望まない心肺停止傷病者への救急隊の標準的活動ガイドライン
- (2) 【参考】人生の最終段階にある方への救急隊の対応について(啓発用チラシ)
- (3) 【参考】意思表示の書式例

【ガイドラインの概要】

(1) 対象者

救急要請があり、下記条件をすべて満たしている傷病者

- ①心肺停止状態である
- ②人生の最終段階(回復不可能な疾患の末期)にある
- ③かかりつけ医※1を含めた人生会議(以下ACP)で本人が「蘇生を望まない」ことを希望している
- ④意思決定をした時に想定された症状と現在の症状とが一致している

(2) 実施内容

救急活動時に、家族等から「傷病者本人が心肺蘇生を希望しない旨が記載された書面」の提示があり、交通事故、自傷、他害、窒息、溺水等を原因とする心肺停止を疑う等の除外項目がなく、かかりつけ医※1から直接の指示※2を受けた事案について、心肺蘇生等を中止し、かかりつけ医※1または家族等※3に対応を引継ぐ。

- ※1 このガイドラインにおける「かかりつけ医」とは、傷病者とACPを通して傷病者の意思を共有している医師を指す。
- ※2 原則、訪問看護師等に上記③に該当していることを確認の上、かかりつけ医に連絡する。
- ※3 このガイドラインにおける「家族等」とは、ACPを通して傷病者の意思を共有している親族、訪問看護師等の医療ケアチーム等の職員、高齢者施設等の職員を指す。

<本件に関する問合せ先>

大阪府北河内地域救急メディカルコントロール協議会事務局

大阪府守口保健所企画調整課 担当：鬼頭、酒井、前田

電話：06-6993-3131

Eメール：moriguchihoken@sbox.pref.osaka.lg.jp